

システナ健保だより

2022.4
No.112



どうする？こんなとき



家族が異動(就職、結婚…)しました

5日以内に異動届を提出してください



就職、結婚、引越…健康保険に加入しているご家族に異動があったら、届出をお願いします。

資格のない方が健保組合に加入したままだと、被保険者のみなさんにお支払いいただいた保険料が、本来使うべき医療費や高齢者医療への財源として適正に使われないこととなります。

資格がない方への不要な支出が多ければ、保険料の増額にもつながりかねません。

みなさんの大切な保険料を生かすためにも、異動届の5日以内の提出をお願いいたします。

異動届を提出するとき

就職・他の健保組合に加入

- ◆ 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- ◆ 被扶養者がパート先で被保険者になった。

HOKENSYO



パートやアルバイトをしていて下記の要件をすべて満たす場合は、パート・アルバイト先の健康保険の被保険者になる。

- 1 週の所定労働時間が20時間以上
- 2 賃金月額が88,000円(年収106万円)*以上
※残業代、通勤手当などを含まない所定内賃金
- 3 雇用期間が1年以上見込まれる
(令和4年10月からは2カ月超に変更予定)
- 4 学生でない
- 5 職場が以下のいずれかに該当
 - ① 従業員が501人以上
(令和4年10月からは101人以上に変更予定)
 - ② 従業員が500人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている
(令和4年10月からは100人以下に変更予定)

収入増

- ◆ 被扶養者の年間収入が130万円*以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。
※60歳以上または障害がある場合は180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。



失業給付金を受給

- ◆ 被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上は5,000円)以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

ATM



75歳になった

- ◆ 被扶養者が75歳*になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。
※65~74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様。



国内居住要件を満たさなくなった

- ◆ 日本国内に住所を有さなくなった。ただし、次のような場合は、被扶養者として認められる。



- ① 留学する学生
- ② 海外赴任に同行する家族
- ③ 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している場合(ワーキングホリデーや青年海外協力隊など)
- ④ 海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる場合
- ⑤ その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する場合

予算総額は 35億488万円

疾病予防・早期発見・早期治療への取り組み等を推進していきます

健保を取り巻く状況

日本は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行しています。高齢者の医療費は社会全体で支えるという観点から、健保組合は「納付金」を拠出して、高齢者医療制度の財政を支えています。令和4年は人口のボリュームが多い団塊の世代が75歳（後期高齢者）になり始めるため、高齢者医療制度への納付金負担急増により、健保組合のさらなる財政悪化が懸念されています。さらに令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、健保組合にとって厳しい状況が続く見込みです。このままでは支える側である健保組合の財政が立ち行かなくなってしまう。

そこで現役世代の負担上昇を抑えながら、すべての世代が安心できる社会保障制度を構築するため、令和4年10月から75歳以上の後期高齢者の自己負担割合が一部見直され、「一定所得以上の方（単身世帯の場合、年収200万円以上）」を2割負担とすることとなりました。しかし、2割負担となる対象者数は限定的であり、十分な財政効果は期待できません。大切な健康保険制度を守るため、世代間の負担のアンバランスを是正することが喫緊の課題となっています。

令和3年度着地見通し

令和3年度総収入は予算額（3,023百万円）より4百万円少ない3,019百万円、総支出は予算額より1,396百万円少ない1,627百万円となる見込みです。

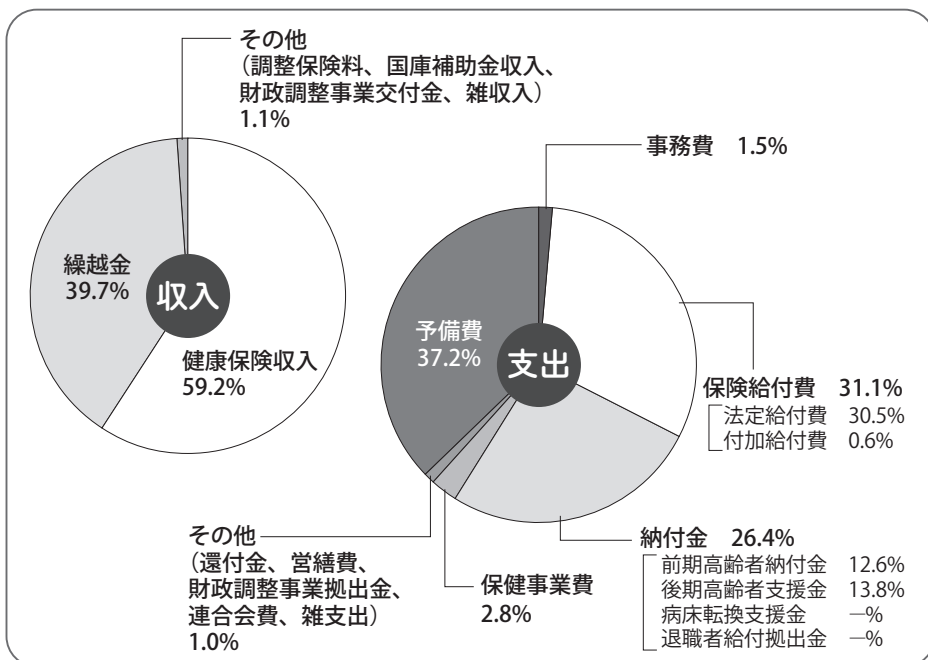
従って令和2年度からの繰越金1,185百万円よりも35百万円多い1,220百万円を令和4年度へ繰り越す予算としていましたが、さらに172百万円多い1,392百万円を繰り越せる見込みです。

令和4年度保険料率

保険料率は前年度と同率の9.4%で変更ありません。

令和4年度予算

令和3年度は被保険者数4,684名、平均標準報酬月額311,462円、賞与総額2,336百万円、保険料収入は1,798百万円の予算でしたが、令和4年度予算は被保険者数の増加等を見込んで編成しました。



令和4年度予算概要

〈一般勘定〉

●収入 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
健康保険収入	2,074,380	1,799,286	275,094
{ 保険料	2,073,676	1,798,695	274,981
{ 国庫負担金収入・他	704	591	113
繰越金	1,392,095	1,185,472	206,623
調整保険料	32,489	27,204	5,285
国庫補助金収入	302	302	0
財政調整事業交付金	5,000	10,000	-5,000
雑収入	618	723	-105
合計	3,504,884	3,022,987	481,897

●支出 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
事務費	53,195	47,888	5,307
保険給付費	1,091,671	910,938	180,733
{ 法定給付費	1,070,114	892,060	178,054
{ 付加給付費	21,557	18,878	2,679
納付金	923,969	714,701	209,268
{ 前期高齢者納付金	441,257	276,934	164,323
{ 後期高齢者支援金	482,699	437,753	44,946
{ 病床転換支援金	2	2	0
{ 退職者給付拠出金	11	12	-1
保健事業費	97,813	98,586	-773
還付金	105	105	0
宮繕費	2,000	1,300	700
財政調整事業拠出金	32,489	27,204	5,285
連合会費	1,273	1,145	128
雑支出	200	200	0
予備費	1,302,169	1,220,920	81,249
合計	3,504,884	3,022,987	481,897

〈介護勘定〉

●収入 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護保険収入	94,395	94,488	-93
繰越金	521	4,986	-4,465
繰入金	400	500	-100
雑収入	4	4	0
合計	95,320	99,978	-4,658

●支出 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護納付金	89,931	95,735	-5,804
還付金	10	10	0
積立金	0	0	0
雑支出	1	2	-1
予備費	5,378	4,231	1,147
合計	95,320	99,978	-4,658

資産と支払余裕金の推移

・令和4年度の基礎数値は被保険者数の増加を見込んで5、615名、平均標準報酬月額299、768円、賞与総額2、614百万円で、保険料収入は2、073百万円を見込んでいます。前年度繰越金1、392百万円を見込んで、収入合計3、504百万円です。

・支出は保険給付費1、091百万円、納付金923百万円、保健事業費97百万円、事務所費53百万円などで、不足分を補うための予備費として1、302百万円を計上しています。

・経常収入支出差引額はマイナス93百万円です。

・健康保険組合の資産は法定準備金、任意積立金、支払余裕金の形で保有しています。令和2年度決算時点では、法定準備金200百万円、任意積立金22

介護保険

・令和3年度着地は収入合計が予算99、978千円より3、722千円少ない96、256千円、支出合計が95、735千円となり、この残金全額521千円を令和4年度へ繰り越す予定です。

・令和3年度決算時点では法定準備金・任意積立金は変わらぬまま、支払余裕金1、392百万円で、合計1、816百万円の見込みです。

・令和4年度の決算見込では法定準備金・任意積立金(同額)に加え支払余裕金1、302百万円で、合計1、726百万円の見込みです。経常支出合計2、168百万円の約9・5ヶ月分の資産を保有できる見込みです。

・令和3年度着地は収入合計が予算99、978千円より3、722千円少ない96、256千円、支出合計が95、735千円となり、この残金全額521千円を令和4年度へ繰り越す予定です。

・当健保組合の令和4年度保険料率は令和3年度と同じ料率1・74%とし、収入は介護保険収入94、395千円、繰越金521千円、準備金からの繰入金400千円等で合計95、320千円を見込んでいます。支出は介護納付金への支出89、931千円、予備費5、378千円で収入と同額を見込んでいます。令和5年度へ5、378千円を繰り越す予定です。

・当健保組合は、今後も医療費削減のために、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費通知の実施、レセプト点検、被扶養者資格確認、柔道整復療養費適正化およびレセプト情報や特定健診・特定保健指導の結果に基づき疾病予防・早期発見・早期治療への取り組み等を推進していきます。また事務やシステムの合理化をすすめる経費削減に努めてまいります。限りある保険料収入を効率的に活用して、みなさまの健康と安心を支えてまいります。

歯の健康を守ろう!

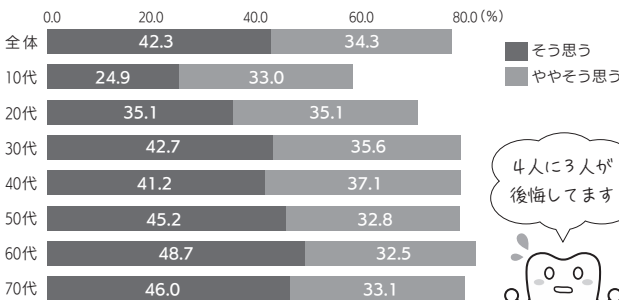
定期的に歯科健診を受けよう

歯・口の健康を損なうと、食事や会話のときだけでなく、体の健康にも大きな影響を及ぼします。いつまでも元気に過ごすためには、定期的に歯科健診を受け、歯・口の健康を守ることが重要です。

歯科健診を受けないと後悔するかも

公益社団法人日本歯科医師会が全国の15歳～79歳の男女1万人を対象に2020年に行った調査では、約8割が「もっと早くから歯の健診や治療をしておけばよかった」と後悔しています。

もっと早くから歯の健診・治療をしておけばよかったと思うか？



「歯科医療に関する一般生活者意識調査」
出典：日本歯科医師会



歯・口の健康が人生を豊かにする

歯を失う原因の大半は、むし歯や歯周病によるものです。むし歯や歯周病の原因となるのは歯垢(プラーク)と呼ばれる細菌の塊で、その中にそれぞれの原因菌がいます。

大人のむし歯は過去の治療で詰め物をした歯に再発するケースや、さまざまな要因で歯ぐきが下がり露出した歯の根元に発生するケースが多くなります。

大人のむし歯や歯周病は自覚症状が出にくく、気づかないうちに進行します。歯・口の健康は、おいしく食べる、会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となります。歯・口の健康を保つには、定期的に歯科健診を受け、むし歯や歯周病の予防、早期発見・早期治療をすることが大切です。



令和4年3月31日付けで国分靖哲氏が理事長を退任し、後任に森下緑氏が4月1日付けで理事長へ就任されました。また、欠員となった選定議員へは三井孝彦氏が4月1日付けで就任されました。

公 告

公告第250号

新年度の健康保険料率及び介護保険料率について

健康保険料率は1,000分の94、介護保険料率は1,000分の17.4とし、いずれも前年度から変更ありません。

令和4年3月1日(令和4年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については令和4年4月1日)から実施します。

	健康保険料率		介護保険料率	
	新料率	旧料率	新料率	旧料率
被保険者	47.000/1,000	47.000/1,000	8.700/1,000	8.700/1,000
事業主	47.000/1,000	47.000/1,000	8.700/1,000	8.700/1,000
合計	94.000/1,000	94.000/1,000	17.400/1,000	17.400/1,000

公告第251号

任意継続被保険者の 新年度保険料について

令和4年度の任意継続被保険者の標準報酬月額が300,000円です。保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	300,000円(第22等級)
健康保険料月額	300,000円 × 94/1,000 = 28,200円
介護保険料月額	300,000円 × 17.4/1,000 = 5,220円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額(上記金額)を比べ、いずれか低い方の額を適用します。

(適用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

事業概要

(2022年2月末現在)

事業所数



9事業所

被保険者数



男 2,611人
女 2,191人
計 4,802人

平均標準報酬月額



男 340,535円
女 263,579円
平均 305,423円

被扶養者数



1,263人
1人当たり扶養率
0.26人

介護保険第2号被保険者数



1,197人